

新農林水産省木材利用推進計画

－公共建築物等木材利用促進法に基づく計画－

平成22年12月策定
平成28年4月改定
農林水産省

1 趣旨

平成22年10月、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」（以下「法」という。）が施行され、法に基づく「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（平成22年10月4日農林水産省、国土交通省告示第3号）」（以下「基本方針」という。）が公表された。この中で、国は率先して公共建築物における木材の利用の促進に努め、地方公共団体や民間企業等に国の方針に即した主体的な取組を促すなど、幅広い木材需要の拡大を目指して、主導的な役割を果たすことが求められている。

木材は、調湿性に優れる、断熱性が高い、リラックス効果があるなど、人にやさしい、心安まる素材であるとともに、再生産可能な省エネ素材であり、その利用を推進することは、森林のもつ多面的機能の発揮を通じて地球温暖化の防止や資源循環型社会の形成のほか、地域経済の活性化に資するものである。

農林水産省では、法に基づく「公共建築物における木材の利用の推進のための計画」として、平成22年12月に「新農林水産省木材利用推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定し、農林水産省自らが整備する施設や補助事業を活用して整備する施設についての木造化・内装等の木質化、公共土木工事における木材利用等に努め、農林水産省本省及び関係機関を挙げて、木材利用の推進に取り組んできたところである。また、法を共管する国土交通省と共に、公共建築物木材利用促進関係省庁等連絡会議を開催する等、木材利用の促進に向け関係省庁間の連携に努めるとともに、地方公共団体等が実施する木材利用推進の取組に対し、必要な助言等の措置を講じてきたところである。

今般、我が国の森林面積の4割を占める人工林の多くが主伐期を迎えているほか、木質建築資材の耐火性等に関する技術の進展やCLT（Cross Laminated Timberの略）（直交集成板）の導入に向けた動き、土木分野における木材利用の進展等、森林・林業・木材産業を取り巻く情勢に進展が見られた。

これらの状況を踏まえるとともに、また推進計画で掲げた取組期間が平成27年度末に終期を迎えることから、今般推進計画を改定することとする。

なお、推進計画の実施に当たっては、「原則木造・木質化・木製品」との考え方の下、農林水産省が定める「環境物品等の調達の推進を図るための方針」も踏まえ、間伐材又は合法性が証明された木材・木製品の利用推進に努める。

2 取組の対象、取組方針及び取組期間

(1) 取組の対象

木材利用の推進に取り組む対象は、以下のとおりとする。

- ① 農林水産省及び関係機関の庁舎等の施設（以下「対象施設」という。）
- ② 農林水産省関係補助事業における建築物等の施設（以下「補助対象施設」という。）
- ③ 農林水産省関係公共土木工事における工作物及び施設
- ④ 農林水産省及び関係機関における備品及び消耗品（以下「対象物品」という。）

なお、農林水産省関係公共土木工事については、独立行政法人（今後独立行政法人化する機関を含む。以下同じ。）に対する農林水産省の補助事業に係るものを含む。また、「対象施設」については、独立行政法人が農林水産省の補助事業で整備するものを含む。

(2) 取組方針

基本方針を踏まえ、

- (a) 低層の公共建築物は原則として全て木造化を図るとともに、低層・高層にかかわらず内装等の木質化を促進すること
- (b) 耐火建築物とすることが求められている建築物についても、木質耐火部材を活用して積極的に木造化を図るなど、木質耐火部材やCLT等の新たな木質部材を積極的に活用すること
- (c) 木造と非木造との混構造の採用も積極的に検討しつつ木造化を促進すること
- (d) 地盤改良用木杭等の資材やコンクリート型枠等の仮設材等、土木分野においても木材利用を促進すること
- (e) 木材を原材料とした備品及び消耗品の利用を促進すること
- (f) 暖房器具やボイラーを設置する場合には木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めること

を基本とし、以下により取り組むこととする。

また、個別の利用目標を別添のとおり定める。

- ① 対象施設及び補助対象施設については、関係法令、コスト等を考慮しつつ、木材利用による効果、付加価値等を総合的に判断した上で、合法性が証明された木材又は間伐材（以下「合法木材等」という。）での木造化及び内装等の木質化に取り組むとともに、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入に努める。
- ② 農林水産省関係公共土木工事については、関係法令、構造、設置場所、コスト、緊急性を要する場合等の制約を受けるものを除き、合法木材等を利用した工事を積極的に推進する。
- ③ 対象物品の購入に当たっては、関係法令、コスト等を考慮しつつ、木材利用による効果、付加価値等を総合的に判断した上で、合法木材等を使用した木製品の導入を積極的に推進する。

(3) 取組期間

推進計画の取組期間は、平成28年度から32年度までの5年間とし、期間の途中における成果を検証し必要な見直しを行う。

3 木材利用の推進のために必要な取組

木材利用の推進のため、必要となる以下の取組を行う。

項目	具体的取組
需要サイドのニーズに対応した供給体制の整備	大口の需要者への円滑な木材供給を図るため、木材業者の連携等による乾燥材、針葉樹合板、集成材、丸棒製品等に加え、木質耐火部材やCLT等の新たな木質部材の安定供給を促進する。
	木材製品の規格化の推進等により木材の調達の容易化を図る。
木材需給のマッチングに向けた取組	国産材の安定供給体制の構築に向けた需給情報連絡協議会を活用し、木材需給のマッチングを図る。
木材利用に係る技術開発	需要者ニーズに対応しつつ、木材の特性を活かした加工技術の開発、新商品の開発等の取組を推進する。
木造と他の構造との間の総合的比較評価	木造とRC造等他の構造との間の建設コストや省エネルギー効果、健康面への影響等にかかる総合的比較評価を実施する。
土木分野における木材利用の促進	地盤改良用木杭や残存型枠等の全国的な普及等を通じて土木分野における木材利用を促進する。
	木製構造物の設計価格の積算に必要な標準歩掛等の追加を行い、木製構造物の採用及び施工を促進する。
木材利用推進に関する人材育成	耐火建築物等への木材利用を促進するため、木材を利用した建築物に携わることができる設計者等を育成する。
木造化等に関する情報の収集・提供	一般流通部材を活用する等して低コスト化を図った施設や、メンテナンス性の向上に配慮した施設等の優良事例に関する情報を収集し、適切な手段を用いて的確に提供する。
木材利用推進に関する具体的な説明の実施	関係部局の土木工事の担当者等を対象とした、木材を利用する設計、施工に係る実践的、実務的な講習会の開催等を行う。
	森林管理局及び森林管理署が、地方農政局等の農林水産省の地方出先機関や関係機関に対し、木材の調達方法等木材利用推進に関する具体的な説明を行う。

	森林管理局及び森林管理署が、必要に応じて地方段階の都道府県の担当者会議等の場において、都道府県の林務担当部局と連携・協力し、木材の調達方法等木材利用推進に関する具体的な説明を行う。
木材利用推進のための問合せ窓口による対応	農林水産省関係補助事業対象施設の木造化、内装等の木質化等を一層推進するために、木材利用推進中央協議会に設置された問合せ窓口により各種問合せに対応する

4 実施に当たって留意すべき事項

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」においては、環境への配慮の観点から、国及び独立行政法人は、合法木材等を使用した物品の調達、公共工事における製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）やフローリング、再生木質ボード、合板型枠を利用する際には、合法木材等を選択するよう努めなければならないとされており、これらが更に促進されるよう取り組む。

また、我が国の森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化の重要性に鑑み、平成32年度までの間における森林の間伐の実施を促進するため、間伐材の利用促進に努めることとする。

さらに、再生産可能で環境負荷の少ない木質バイオマスの利用を促進することは、地球温暖化の防止、循環社会の形成や山村地域の活性化等を図る上で重要である。このため、供給体制等を考慮しつつ木質バイオマスを燃料とする施設・設備の導入に取り組む。

併せて、推進計画に基づく木材の利用が「持続可能な森林経営」の推進に資するよう配慮する。

5 成果の検証及び実績の公表

推進計画に基づく取組の成果について、各年度ごとに速やかに検証を行う。その際、木造化ができなかった施設等については、どのような理由によるものであったか検証し、今後の対応方向を検討する。また、取組の実績について「農林水産省木材利用促進連絡会議」に報告するとともに農林水産省ホームページにて公表する。

6 関係省庁、民間等への普及推進

木材の利用を推進する取組について、政府全体の取組に広げ、さらには、地方公共団体や民間企業、消費者まで浸透させる観点から、関係省庁及び都道府県、市町村の農林水産担当部局、農林水産関係団体、民間企業、消費者等に積極的に働きかけるなど、関係者との連携を図る。

特に、木材の利用の促進に関する消費者の理解の醸成を図るため、公共建築物における木材の利用の促進の意義等について消費者に分かりやすく示すよう努める。

別 添

1 対象施設における目標

対象施設における具体的な目標は以下のとおりとし、仕様書に合法木材等による木造化、内装等の木質化を明記する。

組織	施設の種類	目標
農林水産省本省	庁舎	内装等の木質化率100%（注2）
施設等機関 植物防疫所 動物検疫所 動物医薬品検査所 農林水産研修所 農林水産政策研究所 森林技術総合研修所 地方支分部局 地方農政局 事業所・事務所 支局 森林管理局 森林管理署 漁業調整事務所	庁舎 宿舍 研修施設 倉庫	木造率100%（注1）、内装等の木質化率100%（注2）。

組織	施設の種類	目標
独立行政法人 農林水産消費安全技術センター 種苗管理センター 家畜改良センター 水産大学校 農業・食品産業技術総合研究機構 農業生物資源研究所 農業環境技術研究所 国際農林水産業研究センター 森林総合研究所 農業者年金基金 水産総合研究センター 農畜産業振興機構 農林漁業信用基金	事務所 校舎 研修施設 倉庫	木造率100%（注1）、内装等の木質化率100%（注2）。

注1：木造率について

区分	定義
木造率	<p>建物の新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）に当たり、利用施設において構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁等の全部又は一部に木材を利用することを「木造化」といい、新築等された施設に占める木造化された施設の割合を「木造率」という。</p> <p>この場合、上記の構造耐力上主要な部分について体積の5割以上に木材が使われているものを木造化された施設とする。</p> <p>また、木造とその他の部材との混合構造の場合は、床面積比で5割以上について、上記の木造化の要件を満たすものを木造化された施設とする。</p> <p>なお、施設が必要とする機能等の観点から、木造化が困難であると判断される施設については、木造率算定の対象外とする。</p>

注2：内装等の木質化について

区分	定義
内装等の木質化率	<p>建築物の新築等又は模様替えに伴い天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することを「内装等の木質化」といい、新築等又は模様替えが行われた施設に占める内装等の木質化が行われた施設の割合を「内装等の木質化率」という。</p> <p>この場合、天井、床、壁、窓枠、戸及び外壁等のうち施工が行われた全ての品目について、それぞれ、天井、床、壁及び外壁等については施工面積の5割以上、窓枠、戸については施工個数の5割以上に木材が利用されものを内装等の木質化が行われた施設とする。</p>

2 補助対象施設における目標

補助対象施設における具体的な目標は以下のとおりとし、関係補助事業の実施要綱・要領等に合法木材等による木造化・内装等の木質化を明記する。

部局	事業名	施設の種類の	目標
生産局	強い農業づくり交付金のうち 畜産物共同利用施設整備	家畜飼養管理施設	木造率100%
農村振興局	農山漁村活性化交付金のうち 農山漁村活性化整備対策	都市農山漁村総合交流促進施設 木材利活用促進施設 地域資源活用交流促進施設 地域連携販売力強化施設 農林漁業・農山漁村体験施設の うち 滞在施設	

		教養文化・知識習得施設 地域資源活用起業支援施設 高齢者・女性等地域住民活動・ 生活支援促進機会施設のうち 地域住民活動施設	(注1)、 内装等の木質化 率100%(注2)
林野庁	次世代林業基盤づくり 交付金	高性能林業機械等の整備のうち 効率化施設及び活動拠点施設 森林環境教育活動施設 特用林産物活用施設 木材加工流通施設 森林バイオマス等活用施設 木造公共施設 木質バイオマス供給施設 木質バイオマスエネルギー利用 施設	
水産庁	強い水産業づくり交付 金のうち 漁業生産基盤等の整備	漁業用作業保管施設	

注1：木造率については、1「対象施設における目標」の表注1に同じ。

注2：内装等の木質化については、1「対象施設における目標」の表注2に同じ。

注3：事業名は平成28年4月1日現在の事業名であり、同種の新規事業又は名称が変更された事業も対象とする。

3 公共土木工事における目標

公共土木工事における具体的な目標は以下のとおりとし、設計図書（標準仕様書等）に合法木材の使用を明記する。

部局	事業名	工作物及び施設の 種類	目標
農村振興局	農業農村整備事業	柵工、残存型柵、 標識工、視線誘 導標、治山ダム 工、土留工、筋 工、伏工、防風 柵、水路工、階 段工、歩道工、 地盤改良用木杭 等	(1) 事業における木材の使用量 を基準値と同水準 (2) 左記の工作物及び施設のう ち柵工、残存型柵、標識工、視線 誘導標については、木製の割合10 0%
林野庁	森林整備事業 治山事業		
水産庁	水産基盤整備事業 海岸事業		

(注1) 柵工は、遊歩道・水路・用地等の境界に設ける安全柵、手すり等である。

(注2) 木材の使用量の単位は、工事費1億円当たりの量(m³)である。

(注3) 基準値とは、平成22年度、23年度、24年度の実績の平均である。

(注4) 標識工は、場所等の案内標識、工事中の標識等である。

(注5) 残存型枠は、コンクリート打設用の型枠であって構造物の完成後も撤去しないものである。

(注6) 各部局の事業には、農山漁村地域整備交付金等各種交付金による事業も含まれる。

(注7) 直轄事業に加え、補助事業によるものも含まれる。

4 対象物品における目標

対象物品における具体的な目標は以下のとおりとし、仕様書に木製品の調達を明記する。

組織	物品の種類	目標
農林水産省本省 施設等機関 植物防疫所 動物検疫所 動物医薬品検査所 農林水産研修所 農林水産政策研究所 森林技術総合研修所	事務机 会議机 教室の机 書棚	事務机、会議机、書棚については、合法木材等を使用したものとする。 (目標100%)
地方出先機関 地方農政局 事業所・事務所 支局	文具類	コピー用紙については、間伐材を使用したものとする。(目標100%) 業務用茶封筒、名刺用紙、フラットファイル、チューブファイルについては、合法木材等を使用したものとする。 (目標100%) その他の文具類についても、合法木材等を使用した製品がある場合は、その使用に努める。
森林管理局 森林管理署	印刷物	印刷物については、全て合法木材等を使用した印刷用紙を使用する。(目標100%)
漁業調整事務所	各種会議における飲料	各種会議等において飲料を必要とする場合には、間伐材を使った飲料用紙製缶を使用する。(目標100%)